

議案第 1 4 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 9 号中「次のアからエまで」を「次のアからオまで」に、「当該アからエまで」を「当該アからオまで」に改め、同号イ中「第 1 0 条第 2 号イ及びロ」を「第 1 0 条第 2 号イ（1）及びロ（1）」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 0 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
2 0 0 平方メートル未満	2 0 , 0 0 0 円
2 0 0 平方メートル以上 5 0 0 平方	2 2 , 0 0 0 円

メートル以内	
--------	--

- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	38,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	66,000円

第2条第1項第30号中「前号アからエまで」を「前号アからオまで」に、「当該アからエまで」を「当該アからオまで」に改め、同項第32号中「次のア及びイ」を「次のアからオまで」に、「当該ア及びイ」を「当該アからオまで」に改め、同号ア（イ）中「住戸部分」を「住宅部分」に、「申請住戸数（申請に係る1の建築物の住戸数をいう。以下同じ。）」を「床面積の合計の区分」に改め、同号ア（イ）の表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	11,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	23,000円

第2条第1項第32号ア（ウ）中「住宅用途」を「非住宅用途」に、「建築物（住戸部分を除く。）及び」を「建築物の」に改め、同号ア（ウ）の表中「300平方メートル以内」を「300平方メートル未満」に、「10,000円」を「11,000円」に、「を越え」を「以上」に改め、同号イ中「場合 次の（ア）から（オ）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（オ）までに定める額を合算して得た額」を「で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの」に改め、同号イ（ア）を次のように改める。

- (ア) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
--------	-------

200平方メートル未満	40,000円
200平方メートル以上500平方メートル以内	44,000円

第2条第1項第32号イ（イ）中「住戸部分」を「住宅部分」に、「申請住戸数に」を「床面積の合計の区分に」に改め、同号イ（イ）の表を次のように改める。

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	80,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	135,000円

第2条第1項第32号イ（ウ）から（オ）までを削り、同号イの次に次のように加える。

ウ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満	20,000円
200平方メートル以上500平方メートル以内	22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	38,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	66,000円

エ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次の

の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	267,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	334,000円

オ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	102,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	130,000円

第2条第1項第33号中「前号ア及びイ」を「前号アからオまで」に、「当該ア及びイ」を「当該アからオまで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。